《女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画》

- 1. 計画期間 2021年4月1日~2024年3月31日
- 2. 目標 ① 管理職登用 2 名 (男女比率 50%)
 - 目標 ② 男女別フレックス制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度 の利用実績を 10%増加させる。

3. 達成計画 1

2021年4月1~

係長級の女性部下を持つ管理職は、 対象社員の長期育成の計画を策定 し、対象社員、人事担当と内容共有する。また、次期係長級候補の女性従 業員の絞り込みを行い長期育成計画案 を作成する。正当な評価を行うため の評価基準を設け、 管理職への教育、周知をはかる。

2022年4月1日~

女性に不利な評価基準になっていないか精査し、最終的な評価基準を 設定する。

2022年10月1日~

対象社員の育成計画に沿って、教育研修をおこなう。

2023年10月1日~2024年3月31日

教育・研修の結果を踏まえ、 評価基準に基づいた評価を実施する。

達成計画2

2021年4月1日~

制度利用時の事由と業務内容を明確化するため、利用実績データ収集 と分析をおこなう。 また、 制度を利用しない従業員からの理由、 業務 内容の聞き取りをおこない、 現在の問題点の洗い出しをする。 女性従業員と男性従業員の利用の差、 具体的な理由を検証する。 制度利用に適格、不適格な業務の振り分けをおこなう。 在宅、 テレワークに必要なシステム等の環境を準備する。

2022年4月1日~

利用マニュアル、 基本ルールを製作成し、 従業員への周知をおこなう。

2023 年 4 月 1 日~2023 年 9 月 30 日 マニュアル、ルールに則り制度の利用を開始する。

2023年10月1日~2024年3月31日

制度利用をすすめながら、 マニュアル・ルールの確認をおこない利用 率の検証をおこなう。